

## 平成 29 年度 地域活性化総合特別区域評価書【正】

作成主体の名称：静岡県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

## 2 総合特区計画の状況

### ①総合特区計画の概要

新東名高速道路等の交通ネットワークを最大限活用し、内陸部に災害に強く魅力ある先進地域を築くとともに、都市部を防災、減災に対応した地域に再生し、両地域間の連携と相互補完により、県土の均衡ある発展を促す「内陸のフロンティアを拓く取組」を県・市町が連携・協力して効率的に推進していくため、それぞれの地域に総合特区制度を活用して、持続的に発展する地域づくりモデルを創出する。

### ②総合特区計画の目指す目標

「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」

防災・減災機能の充実・強化を図るとともに、地域資源を活用した新しい産業の創出・集積（有事に強い産業基盤の構築）や新しいライフスタイルの実現の場の創出（有事に強い生活環境の確保）、暮らしを支える基盤の整備（有事に強い広域ネットワークの構築）を進めることにより、災害に強く、平時においては美しく品格のある持続的な発展が可能な地域づくりを実現する。

### ③総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

平成 25 年 2 月 15 日指定

平成 25 年 6 月 28 日認定（平成 26 年 6 月 27 日最終認定）

### ④前年度の評価結果

まちづくり等分野 4. 4 点

- ・新産業創出や移住促進は大きな成果がみられる。県独自の推進制度の創設、規制緩和や条例制定、支援体制強化など、多面的な取り組みの効果が出ており、さらに県内各地に拡大している点が評価できる。
- ・地域住民、関係者との合意達成に向けた努力は認められるが、合意の難しさ、達成の不確実性に、より大きな注意が払われるべきであった。
- ・本特区の目指す防災減災、地域成長の取組は個々で進行しているように思われるため、廃校や道の駅なども防災拠点としての活用を考えるなど、各事業の関連性を高めて相互効果を促すことも可能な段階であると感じる。

### ⑤本年度の評価に際して考慮すべき事項

評価指標の「第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（海岸）の整備延長」については当初、津波対策施設の整備を行う前提で目標値の設定を行った。その後、観光や漁業等に対する影響への配慮などの地元住民の声を踏まえ、地域の特性を踏まえたハード・ソフトの両面からの津波対策の協議を行うこととした。この結果、目標値16.2kmのうち、14.19kmが新しいハード整備をしない方針で合意し、ソフト対策を行っていくこととし、残りの2.01kmについて津波対策施設の整備を行うこととした。

なお、本年度は総合特区の目標時期到来年度となっており、金融支援や財政支援によりこれまでの取組について一定の成果を挙げていることから、平成30年2月5日に総合特区の継続に係る認定申請を行い、平成30年4月1日に計画の認定を受けた。

## 3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙1）

### ①評価指標及び留保条件

#### 評価指標（1）：防災・減災機能の充実・強化【進捗度71%】

数値目標（1）－①：地震・津波対策アクションプログラム2013において目標を達成したアクションの割合 9.2%（H25年度） → 51.2%（H29年度）

【当該年度目標値51.2%、当該年度実績値43.8%、進捗度86%、寄与度50%】

数値目標（1）－②：第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（海岸）の整備延長0km（H25年度） → 16.2km（H29年度）

【当該年度目標値16.2km、当該年度実績値1.44km、進捗度9%、寄与度25%】

数値目標（1）－③：第4次地震被害想定に基づく市町津波避難計画の策定率  
〈代替指標による評価〉

代替指標（1）－③：津波の要避難地区での避難が必要となる人に対する津波避難場所の充足率  
83.3%（H27年度） → 88.1%（H29年度）

【当該年度目標値88.1%、当該年度実績値89.9%、進捗度102%、寄与度25%】

#### 評価指標（2）：地域資源を活用した新しい産業の創出・集積【進捗度125%】

数値目標（2）－①：企業立地件数 77件（H25年） → 累計400件（H26～29年）

【当該年度目標値累計400件、当該年度実績値587件、進捗度147%、寄与度33%】

数値目標（2）－②：新成長分野の取組件数

103件（H25年度） → 累計400件（H26～29年度）

【当該年度目標値累計400件、当該年度実績値433件、進捗度108%、寄与度33%】

数値目標（2）－③：6次産業化等の新規取組件数

124件（H25年度） → 累計450件（H26～29年度）

【当該年度目標値累計450件、当該年度実績値627件、進捗度139%、寄与度33%】

#### 評価指標（3）：新しいライフスタイルの実現の場の創出【進捗度205%】

数値目標（3）－①：「暮らし空間倍増」住宅の累計戸数

累計 5,862 戸 (H23～25 年度) → 累計 13,000 戸 (H23～29 年度)

【当該年度目標値 累計 13,000 戸、当該年度実績値 12,007 戸、進捗度 92%、寄与度 33%】

数値目標 (3) -②: 県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数

累計 86 人 (H24～25 年度) → 累計 500 人 (H26～29 年度)

【当該年度目標値累計 500 人、当該年度実績値 1,867 人、進捗度 372%、寄与度 33%】

数値目標 (3) -③: 県内の太陽光発電の導入量

54.3 万 kW (H25 年度) → 100 万 kW (H29 年度)

【当該年度目標値 100 万 kW、当該年度実績値 152.0 万 kW、進捗度 152%、寄与度 33%】

**評価指標 (4): 暮らしを支える基盤の整備【進捗度 100%】**

数値目標 (4) -①: 高速道路の平均 I C 間隔

11.2km (H25 年度) → 9.2km (H29 年度)

【当該年度目標値 9.2km、当該年度実績値 10.0km、進捗度 92%、寄与度 33%】

数値目標 (4) -②: 国及び県の助成制度等を利用して建設された物流施設件数

9 件 (H25 年度) → 累計 40 件 (H26～29 年度)

【当該年度目標値累計 40 件、当該年度実績値 46 件、進捗度 115%、寄与度 33%】

数値目標 (4) -③: 駿河湾港港湾取扱貨物量

2,127 万 t (H25 年度) → 2,421 万 t (H29 年度)

【当該年度目標値 2,421 万 t、当該年度実績値 2,310 万 t、進捗度 95%、寄与度 33%】

## ②寄与度の考え方

数値目標 (1) -①: 地震・津波対策アクションプログラム 2013 において目標を達成したアクションの割合 [寄与度 50%]

[寄与度の考え方] 第 4 次地震被害想定に基づく津波対策等、防災・減災に関する取組の本県全体の進捗を示す数値目標であり、他の指標の上位指標として位置付けている。このため、寄与度は、(1) -②と③の合計と同等とし、50%とした。

数値目標 (1) -②: 第 4 次地震被害想定を対象とした津波対策施設 (海岸) の整備延長 [寄与度 25%]

[寄与度の考え方] 数値目標 (1) -①のアクションの 1 つであるが、沿岸・都市部における津波対策の最優先課題として実施するハード事業であり、数値目標として設定している。このため、寄与度は数値目標 (1) -③との合計を数値目標 (1) -①と同等とし、25%とした。

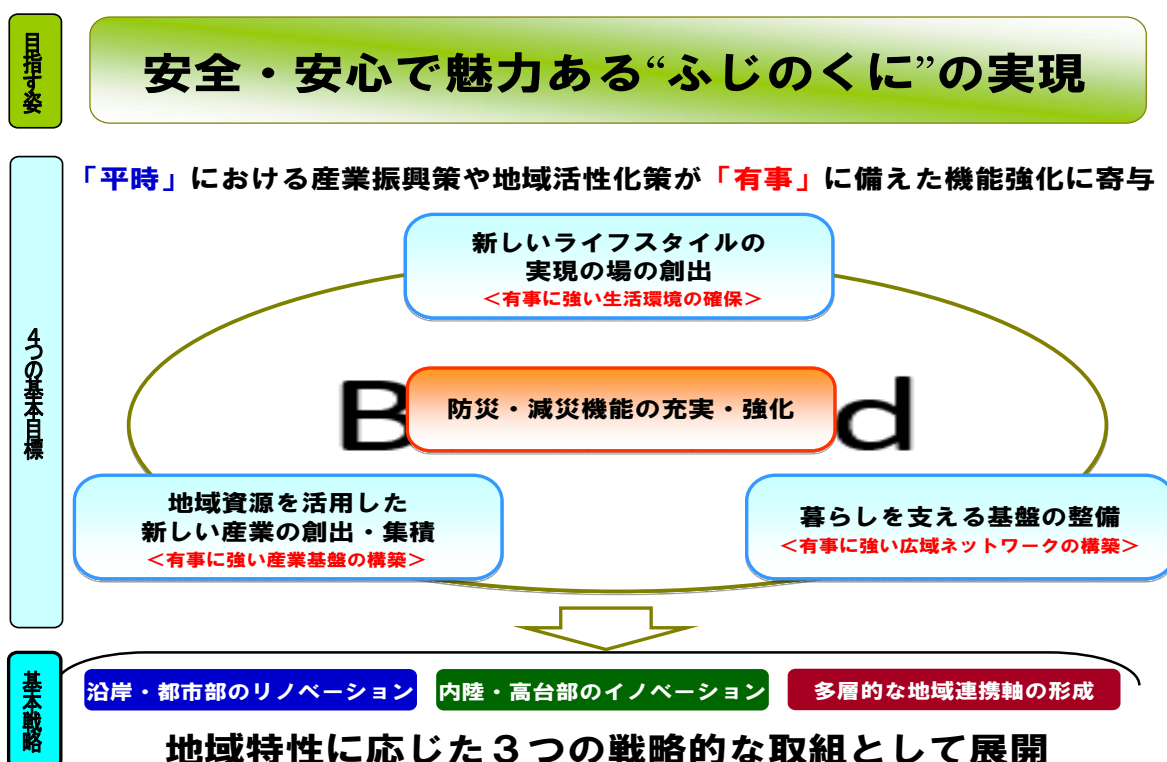
数値目標 (1) -③: 第 4 次地震被害想定に基づく市町津波避難計画の策定率 [寄与度 25%]

[寄与度の考え方] 数値目標 (1) -①のアクションの 1 つであるが、沿岸・都市部における津波対策の最優先課題として実施するソフト事業であり、数値目標として設定している。このため、寄与度は数値目標 (1) -②との合計を数値目標 (1) -①と同等とし、25%とした。

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

有事の防災・減災機能の確保と平時の地域活性化を両立する「安全・安心で魅力ある“ふじのくに”の実現」に向け、「防災・減災機能の充実・強化」「地域資源を活用した新しい産業の創出・集積」「新しいライフスタイルの実現の場の創出」「暮らしを支える基盤の整備」の4つの政策課題（基本目標）を設定しているが、その前提として「県土の均衡ある発展」を図ることが極めて重要となる。

このため、地域特性に応じて実施する「沿岸・都市部のリノベーションモデル事業」「内陸・高台部のイノベーションモデル事業」「多層的な地域連携軸の形成モデル事業」の3つの戦略的な取組を並列的に展開することによって連携効果を発揮させ、目標の達成を図っていく。



具体的には、本県の経済発展を支える沿岸・都市部においては、津波等に対する防災・減災対策に最優先で取り組みながら、企業の移転跡地の空き地を活用した新たな産業の創出・集積等を進め、地域の再生モデルを創出する。

また、高規格幹線道路網の充実により発展性を有する内陸・高台部においては、各地域の特色ある地域資源を活用し、企業用地の創出や地域の強みを生かした6次産業化の展開、ゆとりのある住空間の創造等に取り組み、災害に強く個性と魅力を備えた新しい地域づくりの先導的なモデルを創出する。

さらに、多層的な地域連携軸の形成モデルとして、沿岸・都市部と内陸・高台部を連携・補完する交通インフラを最大限に活用し、広域物流拠点を県内各地に創出することにより全国に誇る有事に強い物流ネットワークを構築する。

#### ④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙1-2）

##### ア【防災・減災機能の充実・強化】

第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（海岸）の整備については、平成29年度、目標値16.2kmで整備延長は1.44km（進捗度9%）となった。地域住民との協議を重ね、目標値のうち、14.19kmはソフト対策を行うこととし、津波対策施設の整備を行うとした2.01kmに対しては、72%の進捗が図られており、着実に地元合意に基づく防災・減災対策機能の充実・強化を図っている。

平成30年度以降は、引き続きハード対策とソフト対策を最適に組み合わせた津波対策について住民等との合意形成を加速させ、地域の実情にあった津波対策を講じていく。

##### ○地震・津波対策アクションプログラム2013において目標を達成したアクションの割合

第4次被害想定における犠牲者を8割減少させることを目標とした「地震・津波対策アクションプログラム2013」においては、162のアクションのうち、平成29年度の目標としたアクション数83に対し、目標を達成したアクションが71と目標を下回ったものの、計画どおり進捗しているアクションが76となっており、9割を超える147のアクションが順調に進捗している。

特区事業や県独自の推進区域制度によって、企業誘致のための用地整備とその発生残土を活用した静岡モデルの防潮堤整備が進むとともに、特区事業を契機として、湖西市では急傾斜地の土砂崩壊を未然に防止するための切土工事の実施により、上部平場が地域住民の憩いの場となる津波避難所の整備が進んでいる。併せて沿岸部に切土工事の排出土砂を活用した津波避難マウント（命山）が平成30年3月に完成するなど防災・減災機能の強化が着実に図られている。



津波避難マウント（命山）の整備（湖西市）

その一方で、本特区の指標となっている「第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（海岸）の整備延長」等の目標達成が遅れていることから、策定後4年を経過した本プログラムについて、各アクションの達成状況の検証等を踏まえた対策手法等の見直しを平成30年2月に行い、目標達成に向けた取組を進めている。



内陸部の工業団地の整備（袋井市）

発生残土の活用  
→



沿岸部の防潮堤の整備（袋井市）

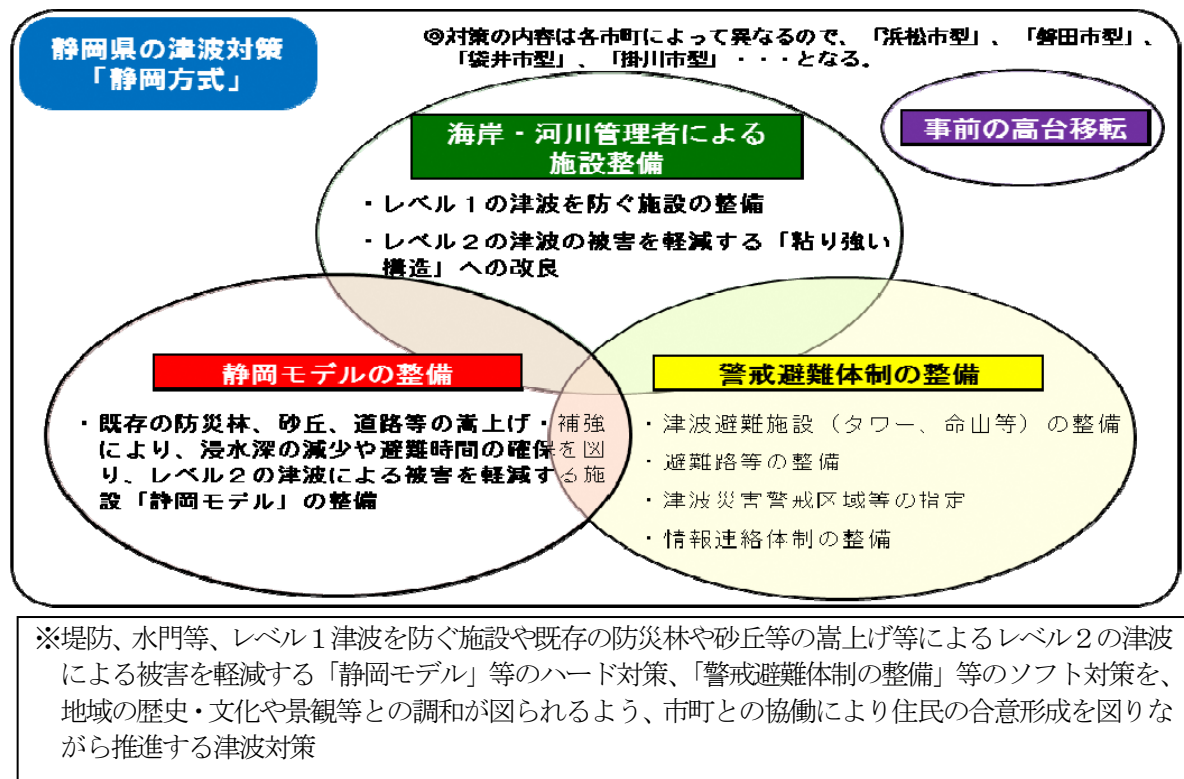


## ○第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設（海岸）の整備延長

地域の特性を踏まえた最もふさわしいソフトとハードを組み合わせた津波対策を「静岡方式」<sup>(※)</sup>として県全域で推進している。この方式は地域の歴史・文化や景観等との調和が図られるよう、市町との協働により推進する津波対策であり、地域住民の合意を図ることが重要であることから、結果として十分な時間をかけて合意形成を図っている。

合意形成に向けて県内の沿岸21市町で推進検討会を設置して進めており、特に、景勝地であり、観光や漁業が基幹産業である伊豆半島沿岸の10市町では、さらに、50地区に分割した地区協議会を設置し、これまでに延べ211回の協議会を開催した結果、25地区で津波対策の基本的な考え方について地元の意見がまとまり、そのうち18地区で津波対策の基本的な考え方を取りまとめた「津波対策の方針」を公表するなど合意形成に向けた取組を進め、ハード・ソフト両面から津波対策を着実に進めている。

また、こうした合意形成により防潮堤に頼るのではなく、津波のリスクと向き合い、リスクと共生を図っていく取組が広がっている。伊豆市では地域のくらしや観光業をはじめとする産業を維持しながらも、災害リスクから安全・安心を確保するため「伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」を策定した。同市の土肥地区は全国で初めて、幼児や高齢者が使う施設を増改築する際に床面の高さを津波が達しない高さにするなどの制限をかける「津波防災特別計画区域（オレンジゾーン）」に指定され、この計画に基づき、避難訓練の実施や避難場所の確保などのソフト対策による津波対策を進めている。



平成 30 年度以降も、引き続き特に遅れが生じている伊豆半島沿岸に対し、津波対策施設と景観や観光、生活の利便性等との調和を図り、避難困難地区の解消に向けて、地区協議会を通じ、引き続き地域の実情にあったハード対策とソフト対策を最適に組み合わせた津波対策について住民等との合意形成を加速させ、地域の実情にあった津波対策を講じていく。

### ○津波の要避難地区で避難が必要となる人に対する津波避難場所の充足率

「緊急地震・津波対策等交付金」は、「想定される犠牲者を 8 割減少すること」を県と市町の共通の目標とし、各市町が策定する 3 ヶ年の事業計画の確実な進捗を図るため、県と市町が一体となって津波対策施設等の整備を進めていく支援制度である。これまで市町の積極的な交付金の活用により、津波避難タワーや命山の整備などを促進した結果、津波避難場所の充足率は目標とする 100%を上回った。

平成 30 年度以降は、引き続き策定された各市町の津波避難計画を精査・分析しながら、確実な津波避難が実施できるよう市町を支援し、津波避難施設の整備を推進していく。

### イ【地域資源を活用した新しい産業の創出・集積】

特区事業を活用した用地整備や首都圏の企業誘致体制の強化、6 次産業化への支援などを推進したことにより、「企業立地件数」と「6 次産業化等の新規取組件数」の 2 つの数値目標が前倒しで目標を達成したため、評価指標の進捗度は 125%となり、目標とする 100%を上回った。

平成 30 年度以降は、引き続き支援体制の強化や工業団地の整備等に取り組み、新産業や成長産業の創出・集積を図っていく。

#### <内陸・高台部のイノベーション>

三島市では、平成 27 年 12 月に開業した日本最長の大吊橋に、開業後 2 年で約 300 万人が訪れるとともに、併設された地場産品直売所が賑わいを見せるなど、地方創生に寄与している。

また、函南町では平成 29 年 5 月に豊富な地場品の販売を行う道の駅が開業し、開業後 1 年間で、約 132 万人が訪れている。有事の際には観光客の一時避難地にするなど防災拠点としての役割も担っている。

藤枝市では、農業法人が耕作放棄地を活用したオリーブ農園の整備を進めている。平成 29 年 4 月には住民との協働によるオリーブの植樹が行われるなど、農業の 6 次産業化に向けた取組が展開されている。

富士市では、新東名新富士 I C 周辺で整備を進めている流通業務地において、平成 29 年 2 月



防災拠点としての機能も担う道の駅（函南町）



県内初となる複数事業者が入居可能なマルチテナント型物流施設（富士市）

に県中、東部エリアを専門的に担う大規模物流施設が開業したほか、県内初となる複数の事業者が入居可能なマルチテナント型物流施設が平成 29 年 9 月に完成した。区域内に避難地を設けることで防災拠点機能を備えた災害に強い物流団地が完成しつつある。

こうした特区事業が契機となり、静岡市、浜松市、磐田市、御殿場市等でも、工業団地整備や企業立地が順調に進むほか、磐田市や菊川市で 6 次産業化や農商工連携に向けた取組が具体化している。

### <沿岸・都市部のリノベーション>

吉田町では、防災拠点となる防災公園と有事の際に物資供給拠点となる商業施設の一体的な整備を行っている。平成 28 年 4 月に商業施設が開業し、同年 10 月には防災公園が供用開始されている。平成 30 年 3 月には新たな商業施設が開業し、進出企業と町が防災協定を結ぶなど取組が具体化している。



有事の際に防災拠点となる商業施設と防災公園  
(吉田町)

磐田市では、沿岸部の学校施設跡地を活用して農業参入を希望する企業等に栽培技術の研修・農業経営の指導等を実施する「農業経営塾」が民間によって開設され、「食と農」ビジネスの創出に向けた取組が進んでいる。

こうした特区事業が、磐田市における津波避難タワーと水産資源を活用した 6 次産業化の拠点との一体的な整備、熱海市の離島における消防団施設と漁港の整備による防災力強化とにぎわいの創出、焼津市における農商工連携による付加価値の高い農産物の生産等の事業の契機となり、沿岸・都市部での取組が広がりを見せている。

### <今後の取組>

平成 30 年度以降は、市町と連携しながら、成長が見込まれる分野を中心として、首都圏や関西圏で企業誘致活動を推進するとともに、引き続き、企業の多様なニーズに対応した工業団地整備等の加速化や、県の 6 次産業化サポートセンターによる支援体制の強化により、新産業や成長産業の創出・集積の一層の推進に取り組んでいく。

## ウ【新しいライフスタイルの実現の場の創出】

「暮らし空間倍増」住宅の累計戸数が目標値をやや下回ったものの、本県の移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」のリニューアルによる移住者への効果的な情報発信や太陽光発電設備等への助成などにより、「県及び市町の移住相談窓口等を利用した県外からの移住者数」と「県内の太陽光発電の導入量」の 2 つの数値目標が前倒しで目標を達成した結果、評価指標の進捗度は 205% となり、目標とする 100% を大きく上回った。

平成 30 年度以降は、引き続き地域の受入態勢の強化や太陽光発電設備の導入促進などにより、県民生活の質を高める新しいライフスタイルの実現の場の創出を図っていく。



### <内陸・高台部のイノベーション>

優良田園住宅制度を活用したゆとりある住宅 団地整備に向けて、三島市では平成 30 年 1 月までに 2 地区で造成工事が完了し、小山町では工業団地の整備と合わせた職住近接の住宅団地の整備が進んでいる。

また、静岡市では、農地の基盤整備により生じた法面を有効活用して太陽光発電施設を整備し、平成 27 年 6 月から発電を開始した。また、太陽光発電施設が平成 29 年 9 月に稼動した小山町では、蓄電池を地域の各公共機関に配布し、有事の際は太陽光発電施設で蓄電池を充電することで災害時にも電力の供給ができる体制を確立している。そのほか太陽光発電所施設を活用し、小学生を対象とした再生可能エネルギーの活用に関する環境教育を行うなど地域に根ざした取組も推進している。新しいライフスタイルの実現の場の創出に向けた住宅団地や再生可能エネルギー施設の整備等の取組が順調に進捗している。



ゆとりある住宅団地（三島市）



太陽光発電施設を活用した環境教育（小山町）

### <沿岸・都市部のリノベーション>

富士市では、豊かな海浜の自然環境や富士山の優れた眺望を楽しむことができるゆとりある住宅団地が平成 30 年 5 月に完成した。

袋井市では工業団地の発生土を活用した防潮堤整備と、海岸防災林の再生を行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」が進められている。こうした防災対策を着実にやってきた結果、袋井市では沿岸地域において事業所の移転が発生しないなどの大きな成果として現れている。

こうした地域住民と一体となって進めていく取組は県内の他市町にも広がっている。西伊豆町では、旧田子中学校を改修し、有事の際における広域避難所として防災体制を確保するとともに、緊急物資の保管場所やボランティアの活動拠点としての機能を備えることにより地域防災力の強化を図っている。更には、平時において宿泊機能や交流機能を有する大学生の交流活動拠点として活用することにより、地域の賑わいを創出している。

先導的モデルである特区事業を参考に、多様な取組が県内各所へ拡大している。



海岸防災林の再生を行う  
森の防潮堤づくり（袋井市）

## ＜今後の取組＞

平成30年度以降は、県、市町の協働により、首都圏をはじめ、中京圏、関西圏で開催される全国フェア等への出展や、全国規模の移住相談会を開催するなど、本県の多彩なライフスタイルを効果的に情報発信するとともに、市町の区域をまたぐ広域的な相談等に対し、ワンストップで対応できる受入体制の強化に取り組んでいく。

ゆとりある暮らし空間の確保に向けては、現地見学会の開催やホームページ等の活用により、完成した「豊かな暮らし空間創生住宅地」の事例等を幅広く情報発信するほか、住宅団地整備に対する助成制度の活用を開発事業者等に周知を図る。また、「静岡県移住相談センター」や首都圏等で開催する移住相談会で住宅取得に関する助成制度や「豊かな暮らし空間創生住宅地」について、県外からの住宅取得者へ情報発信し、「暮らし空間倍増」住宅の戸数拡大を図っていく。

また、住宅や事業所における太陽光発電設備の導入を促進するとともに、小水力やバイオマスなど地域の特色ある再生可能エネルギーを組み合わせたエネルギーの地産地消を目指した地域づくりを支援し、県民生活の質を高める新しいライフスタイルの実現の場の創出を図っていく。

## エ【暮らしを支える基盤の整備】

スマートインターチェンジ（S I C）の供用に予定外の遅れが見られたほか、駿河湾港の取扱貨物量については目標を達成することができなかったが、国及び県の助成制度等を活用した物流施設が順調に立地した結果、評価指標の進捗度は100%となり、目標とする100%を達成することができた。

平成30年度以降は、引き続き物流業者等に対して国県の助成制度をPRするとともに、これまでの成果を活用して、他港湾との比較優位性を示しながら取扱貨物量の増加に向けた取組を進め、目標達成に取り組んで行く。

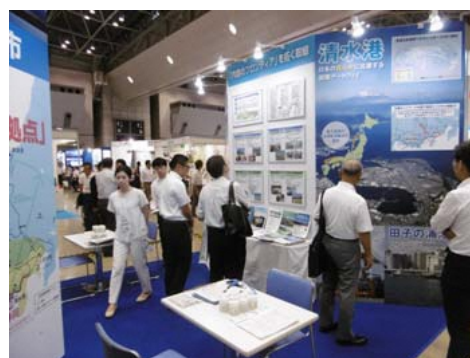
### ○高速道路の平均 I C 間隔

平成29年度に供用開始予定であったスマートインターチェンジが、異常降雨等により供用開始時期が平成30年度以降に延期となったことから、実績値が目標値をやや下回った。

### ○駿河湾港港湾取扱貨物量

取扱貨物量の拡大に向けた取組を行った結果、清水港と大分港を結ぶ週3回のRORO船航路が通年を通して運航したほか、外航コンテナ航路数及び外航運航便数が過去最大を更新するなど、平成29年度の取扱貨物量は前年度より189万t増加し、進捗は95%まで拡大した。

具体的には、セミナー開催や展示会等へ出展を通して認知度向上を図ったほか、輸出入貨物のポテンシャルや現状の物流経路、それらの駿河湾港



首都圏の物流展示会への出展

への利用転換の可能性等についてのヒアリング調査を継続し、新規航路の開拓につなげた。

平成30年3月に、清水港と大分港を結ぶRORO船定期航路が、週6回運行となり、更には、北海道と定期航路を有する常陸那珂港と清水港を結ぶ航路も新たに開設されることで、清水港を結節点とした北海道から九州までのRORO船による会場ルートが形成され、清水港の利便性が飛躍的に向上した。

また、青果物等の海上輸送を展開するため、鮮度保持機能の高い高規格リーファークンテナによる輸送実験を実施し、清水港からの海上輸送による輸出オペレーションを検証することにより、農産品の輸出拡大を目指している。平成30年2月には、清水港が農水産物輸出拠点に認定される等、生鮮品輸出にかかる体制強化が図られている。

清水港新興津地区において、レベル2津波に対応した新たな物流拠点の整備が進み、民間企業の進出が決定する等、災害に強い物流拠点の整備が進んでおり、駿河港湾の物流機能の強化が進んでいる。

平成30年度以降は、高規格幹線道路等の交通ネットワークの充実を踏まえ、引き続きRORO船貨物をはじめ、コンテナ貨物、バルク貨物について、甲信地区等背後圏、首都圏及び九州等に対し、認知度の向上、利用促進を図るPR活動を行っていく。

さらに、中部横断自動車道の開通に合わせた清水港新興津地区国際海上コンテナターミナルの更なる整備や、港湾機能の強化による利便性向上を図ることで、ソフト・ハードの両面から荷主のニーズに対応していく。



#### 4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

##### ①特定地域活性化事業 該当なし

##### ②一般地域活性化事業

##### ②-1 6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和（六次産業化法）

###### ア 事業の概要

農用地区域内の6次産業化施設の設置について、現行法において用途の変更により対応可能であることが確認できた。

###### イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

藤枝市で農産物の加工・販売施設の建設を予定する農業法人の参入が促進され、事業の運営主体となる農業法人がオリーブ園の整備に着手するなど、取組が迅速に進捗した。

##### ②-2 木質バイオマスの燃焼灰利用に関する規制の緩和（廃棄物処理法）

###### ア 事業の概要

木質バイオマス発電に利用する森林資源や燃焼灰の廃棄物扱いの除外について、現行法で廃棄物として取り扱う必要はないことが確認できた。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

小山町において、燃料用木質チップの調達から燃焼後の灰の利活用まで、事業実施に係る一連の流れが確立され、平成 29 年度に木質バイオマス発電施設に着工し、取組が迅速に進捗した。

②-3 農用区域の変更に関する要件の緩和（農振法）

ア 事業の概要

土地改良した農用地内での企業用地の確保について、「農村地域工業等導入促進法」の活用により対応可能であることが確認できた。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

吉田町の工業団地整備において、農工地区の拡大を図る事業調整が進むなど、平成 30 年度の工事着手に向けて取組の具体化が加速している。

③規制の特例措置の提案 該当なし

平成 29 年度は規制の特例措置の提案について検討したが、県において法令の確認を行った結果、現行法で対応できることが確認できたことにより、国と地方の協議への提案は行わなかった。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙 3）

①財政支援：評価対象年度における事業件数 4 件

<既存の補助制度等を活用した事業>

①-1 「道の駅・川の駅」を活用した地場産品活用 6 次産業化推進事業（社会資本整備総合交付金）

ア 事業概要

豊富で多彩な地場産品を活用した農業の 6 次産業化を促進するため、食の拠点となる防災機能を兼備えた道の駅を建設する。

イ 評価対象年度における財政支援の活用状況と目標達成への寄与

平成 29 年 5 月に道の駅が開業し、1 年間で約 132 万人が訪れたほか、道の駅の隣接地に民間企業による食をテーマとした新たな賑わい施設の進出が決定し、平成 30 年 1 月に施設の建設工事に着手した。

ウ 将来の自立に向けた考え方

今後は早期具体化を図っていくため、県や市の企業立地支援策などを活用して設備投資の促進していく。

①-2 新東名新富士 IC 周辺物流拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）

ア 事業概要

富士市新東名新富士 IC 周辺の利便性を活かし、産業の活性化・雇用の創出を目的



とした物流団地の稼動に必要な土地区画整理事業を行う。

イ 評価対象年度における財政支援の活用状況と目標達成への寄与

土地区画整理事業により物流団地の整備が進捗し、平成 29 年 9 月には新たに複数社が入居可能となるマルチテナント型物流施設が立地した。

ウ 将来の自立に向けた考え方

今後は更なる企業立地を促進していくため、県や市の企業立地支援策などを活用し、県の物流ビジョンに基づいて企業立地の推進を図っていく。

### ①-3 「食と農」のアンテナエリア形成事業（社会資本整備総合交付金）

ア 事業概要

藤枝市新東名藤枝岡部 I Cからのアクセス道路がないため、交通の安全性及び利便性の向上を目的とした道路整備を行う。

イ 評価対象年度における財政支援の活用状況と目標達成への寄与

I Cからスムーズなアクセスが可能となり、この地域の有効な土地利用が図られ、オリーブ農園の整備を行う農業法人の進出が決定し、平成 29 年 4 月には住民との協働によるオリーブの植樹が行われた。

ウ 将来の自立に向けた考え方

今後は取組の早期具体化を図っていくため、県や市の企業立地支援策や農業支援策などを活用して事業の推進を図っていく。

## ②税制支援：該当なし

## ③金融支援（利子補給金）：評価年度における適用件数 8 件

### ③-1 多層的な地域連携軸の形成モデル事業

ア 事業概要

有事においても大きな機能を発揮する広域物流拠点を県内各地に創出することで全国に誇る有事に強い物流ネットワークの構築を目指す。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

利子補給金の活用により、物流施設の建設を促進し、新たに 8 件が立地した。平成 25 年度からの累計は 28 件となり、東名高速道路や新東名高速道路の I C周辺を中心に災害対応力の高い広域的な物流ネットワークの構築が進んでいる。

ウ 将来の自立に向けた考え方

静岡県独自の支援制度である内陸フロンティア推進区域制度において推進区域を対象とした金融支援制度「内陸フロンティア推進資金」等を活用し、さらなる物流関連企業の立地を促進し、広域物流拠点の創出を推進していく。

## 6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙 4）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

### <内陸フロンティア推進区域>

「内陸のフロンティア」を拓く取組を県内全域に拡大するため、平成26年度に県独自に「内陸フロンティア推進区域制度」を創設した。

平成28年度までに実施した第6次までの指定により、内陸フロンティア推進区域は県内全35市町へ拡大し、特区事業と合わせて82の取組が展開されている。

このうち、ほぼ全ての取組が順調に進捗し、事業が完了したものが28、施設の一部が完成し事業が開始されているものが22となり、約6割にあたる50の取組で具体的な効果が発現されている。

### <財政・金融・税制支援等>

内陸フロンティア推進区域に対しては、県と市町が連携し、企業立地や住宅団地整備に係る独自の補助制度の創設等様々な財政・金融支援を実施している。平成29年度は、開発地周辺の農業基盤整備2件のほか、工業用地の公共施設整備補助について、5件が活用された。さらに、住宅地の公共施設整備補助2件、工業用地の取得4件及び中小企業への金融支援3市町7件が活用されるなど、内陸フロンティア推進区域への重点支援により、取組が加速化している。

また、新たな税制支援として、地方拠点強化税制による国の支援措置に加え、全国トップの減免率となる県税の事業税と不動産取得税を優遇する不均一課税制度については、平成29年度に県内で新たに2件認定されるなど、企業の本社機能の移転・拡充を促進している。

### <規制緩和や民間の取組等>

静岡県開発審査会の付議基準の見直しにより、製造業等の「地域振興のための工場等」の立地が促進されたほか、企業立地の緑地率等を緩和する条例が新たに2市町で制定されるなど、規制緩和によって県内外からの企業誘致が促進されている。さらに、優良田園住宅制度の導入により自然と調和した豊かな暮らし空間の創出に向けた動きが拡大している。

また、民間企業の視点から地域づくりの政策提言を行うために設立された「内陸フロンティア推進コンソーシアム」と連携し、進出企業の誘致を目的として首都圏等の展示会へ出展した。

さらに、目に見える形となった「内陸のフロンティア」を拓く取組の5年間の成果を広く周知するため、地域協議会の会員や県内の民間企業を対象とした現地見学会を開催し、取組の促進を図るとともに、取組の成果を県内外に広く情報発信した。



地域協議会の会員や民間事業者が取組を視察した「内陸のフロンティア」を拓く取組現地見学会  
(平成30年1月)

## 7 総合評価

4つの評価指標のうち、「地域資源を活用した新しい産業の創出」、「新しいライフスタイルの実現の場の創出」、「暮らしを支える基盤の整備」の3つの評価指標については、新東名高速道路周辺の工業団地や地域資源を活用した6次産業化施設の整備、自然と調和した

ゆとりある住宅団地や太陽光発電施設の整備、広域的な物流拠点の整備等、取組が順調に進捗している。

「防災・減災機能の充実・強化」のうち、「第4次地震被害想定を対象とした津波対策施設(海岸)の整備延長」では、施設のあり方や整備手法について、地元住民と時間をかけて話し合いを行うことにより地域の合意形成が図られ、新たなハード整備はせずにソフト対策を充実する方針で合意した地区も多数あることから進捗は確実に図られている。

また、6次産業化の推進に関する優遇措置の適用要件の緩和等、協議が終了した規制の特例措置提案のほか、財政支援措置や総合特区利子補給金制度の効果的な活用、県独自の内陸フロンティア推進区域制度における工業団地整備に対する助成や開発地周辺の農業基盤整備への支援、全国トップの減免率となる県税の不均一課税制度による税制支援、全庁一体となって推進区域の抱える課題解決に取り組む「内陸フロンティア推進プロジェクトチーム」による支援、内陸フロンティア推進コンソーシアムとの官民連携による支援などを総合的に実施した。

これらの支援策等の活用により、特区事業として富士市の新東名IC周辺の物流施設の稼働、三島市の工業団地の造成、静岡市の農地の法面を有効活用した太陽光発電施設の稼働、藤枝市の「食と農のアンテナエリア」形成に向けた農地の造成、吉田町の物資供給拠点となる商業施設の開業と防災公園の供用開始、磐田市の企業等に栽培技術の研修等を行う「農業経営塾」の運営等、着実な進捗が図られている。

また特区事業を契機に焼津市の農商工連携による付加価値の高い農産物の生産、西伊豆町の大学生との交流の場となる活動拠点の整備等、内陸・高台部から沿岸・都市部まで地域特性に応じた防災・減災と地域成長を両立した多様な取組が県下全域に広がっている。

さらに、取組の中には小山町の太陽光発電施設を活用した環境教育の実施や、袋井市の住民と協働で行う「ふじのくに森の防潮堤づくり」等の地域に根ざした取組が展開された。

平成30年度以降は、引き続き地域の実情にあったハード対策とソフト対策を最適に組み合わせた津波対策について住民等との合意形成を加速させ、地元合意が図られた地域から速やかに防潮堤等の整備に着手するとともに、命山や津波避難タワー等の整備を促進することにより、津波避難施設空白地域の解消に取り組む。また、沿岸21市町における既存施設の更新や遊休土地の有効活用等を行う事業を新たに総合特区支援利子補給金事業の対象とし、沿岸・都市部の再生を加速していく。

企業立地をより一層推進するため、首都圏に加え関西圏での誘致活動を強化するとともに、企業ニーズに迅速・的確に応える用地等の産業基盤整備を行う。

また、国の規制の特例措置や財政支援措置、利子補給金制度等を活用し、特区事業の取組を早期に完了させるとともに、平成30年度から取組の名称を“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組に改め、地方創生を牽引する広域的な取組への発展を図る。

引き続き、地方創生や国土強靱化を図った全国モデルとなりうる“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の推進により、「安全・安心で魅力ある県土」の実現を目指していく。